

山口県報

平成23年
5月31日
(火曜日)

目次

告示	1
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	1
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	1
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	4
道路の位置の指定(建築指導課)	5
公告	5
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	5
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	5



山口県告示第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十三年五月三十一日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関成
萩市	九箱地区	ため池の整備	平成二三、五、二三	同意年月日

山口県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
今村北(一)(2)、際波(一)(24)、西岐波(一)(9)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
仁保下郷(一)(1)、水の上町(一)(1)、宮野上(一)(1)、宮野上(一)(2)、吉敷佐畑(一)(1)、吉敷佐畑(一)(2)、阿東地福下(一)(1)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
仁保下郷(一)(1)、宮野上(一)(1)、宮野上(一)(2)、吉敷(一)(1)、吉敷佐畑(一)(1)、吉敷佐畑(一)(2)、吉敷佐畑(一)(3)、吉敷佐畑(一)(4)、吉敷佐畑(一)(5)、吉敷佐畑(一)(6)、吉敷佐畑(一)(7)、吉敷佐畑(一)(8)、吉敷佐畑(一)(9)、吉敷佐畑(一)(10)、阿東地福下(一)(1)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

塩田(一)(1)、塩田(一)(2)、島田(一)(1)、立野(一)(1)、三井(一)(1)、三井(一)(2)、室積村(一)(1)、室積村(一)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

島田(二)(2)、三井(二)(1)、室積西ノ庄(二)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

於福町下(一)(1)、大嶺町西分(一)(1)、秋芳町青景(一)(1)、美東町大田(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

於福町下(二)(1)、於福町下(二)(2)、於福町下(二)(3)、於福町下(二)(4)、於福町下(二)(5)、秋芳町青景(二)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

扇町(一)(1)、大島(一)(1)、久米(一)(1)、慶万町(一)(1)、大河内(一)(1)、鹿野上(一)(38)、鹿野中(一)(16)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

大島(二)(1)、大島(二)(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

小野田(一)、小野田(二)、丸河内(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市産業建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

日前(一)、伊保田(一)、西方(一)、西方(二)、土居(一)、土居(二)、東安下庄(一)、油良(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

久賀(一)、久賀(二)、久賀(三)、日前(一)、日前(二)、日前(三)、日前(四)、日前(五)、小松(一)、小松(二)、小松(三)、西屋代(一)、東屋代(一)、東屋代(二)、東屋代(三)、東屋代(四)、東屋代(五)、東屋代(六)、伊保田(一)、西方(一)、西方(二)、西方(三)、和田(一)、和田(二)、和田(三)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

佐賀(一)、曾根(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

曾根(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

今村北(二)、際波(二)、西岐波(九)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部

土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。()

一 区域の名称

仁保下郷(一)(1)、水の上町(一)(1)、宮野上(一)(1)、宮野上(一)(2)、吉敷佐畑(一)(1)、吉敷佐畑(一)(2)、阿東地福下(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

仁保下郷(二)(1)、宮野上(二)(1)、宮野上(二)(2)、吉敷(二)(1)、吉敷佐畑(二)(2)、吉敷佐畑(二)(3)、吉敷佐畑(二)(5)、吉敷佐畑(二)(6)、吉敷佐畑(二)(7)、吉敷佐畑(二)(8)、吉敷佐畑(二)(9)、吉敷佐畑(二)(10)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

扇町(一)(1)、大島(一)(1)、久米(一)(1)、慶万町(一)(1)、大河内(一)(1)、鹿野上(一)(38)、鹿野中(一)(16)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市防災建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

工	種	延	長
本	工	二	二八メートル
遮	水	一	四一メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年五月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年六月一日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年七月十二日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

山口県告示第二百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市赤崎三丁目四六〇〇の一 三	四・五	三三・一四	一四九・一五



(二六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年一月七日山口県公告（二）に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年五月三十一日から同年六月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六三) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九

十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名 施行地区

事業の種類

下関市

堂瀬古地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十三年六月一日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十三年五月三十一日印刷
平成二十三年五月三十一日発行

発行人所

山口県知事